

第4回嬉野市議会定例会  
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議案資料名	頁
68	嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
69	嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例 新旧対照表	2
70	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表	3
71	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	4
72	嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	5
73	指定管理候補者選定協議報告書（嬉野市老人福祉センター）	16
74	指定管理候補者選定協議報告書（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」）	21
75	指定管理候補者選定協議報告書（嬉野市志田焼の里博物館）	26
89	嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について	32

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、前条の申出により入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、前条の申出により入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>
<p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	<p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>

嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行																																																																																																																						
<p>(利用時間及び利用期間)</p> <p>第3条 キャンプ場の利用時間及び利用期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>利用時間</u> 宿泊を伴う場合は午後3時から翌日午前11時までとし、<u>宿泊施設を利用した休憩の場合は午前11時から午後2時までとする。</u></p> <p>(2) <u>利用期間</u> 4月の最終土曜日から10月の最終日曜日までの土曜日、日曜日及び祝日。ただし、<u>7月20日から8月31日までの期間は、毎日とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、キャンプ場の器具及び用具の損料の額は、規則で定める。</u></p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <caption>使用料</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>宿泊(1泊)</th> <th>休憩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">広川原キャンプ場</td> <td rowspan="4">バンガロー</td> <td>5人用</td> <td>1棟につき</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>10人用</td> <td>1棟につき</td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>30人用</td> <td>1棟につき</td> <td>11,000円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>50人用</td> <td>1棟につき</td> <td>18,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>コテージ</td> <td>6人用(宿泊は、10人までとする。)</td> <td>1棟につき</td> <td>18,000円 (1人増すごとに1,000円を加算する。)</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷暖房設備</td> <td>1時間につき</td> <td></td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オートキャンプサイト</td> <td>1区画につき</td> <td></td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>持込みテント</td> <td>1張につき</td> <td></td> <td>500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シャワー</td> <td>3分につき</td> <td></td> <td></td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	単位	使用料		宿泊(1泊)	休憩	広川原キャンプ場	バンガロー	5人用	1棟につき	3,000円	1,500円	10人用	1棟につき	5,000円	2,500円	30人用	1棟につき	11,000円	5,500円	50人用	1棟につき	18,000円	9,000円	コテージ	6人用(宿泊は、10人までとする。)	1棟につき	18,000円 (1人増すごとに1,000円を加算する。)	9,000円		冷暖房設備	1時間につき		100円		オートキャンプサイト	1区画につき		3,000円	1,500円		持込みテント	1張につき		500円	250円		シャワー	3分につき			100円	<p>(利用時間及び利用期間)</p> <p>第3条 キャンプ場の利用時間及び利用期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>利用時間</u> 宿泊を伴う場合は午後3時から翌日午後1時までとし、<u>宿泊施設を利用した休憩の場合は午前11時から午後2時までとする。</u></p> <p>(2) <u>利用期間</u> 4月の最終土曜日から10月の最終日曜日までの土曜日及び日曜日(7月20日から8月31日までの期間は毎日)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、キャンプ場の器具・用具の使用料の額は、規則で定める。</u></p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <caption>使用料</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>宿泊(1泊)</th> <th>休憩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">広川原キャンプ場</td> <td rowspan="4">バンガロー</td> <td>5人用</td> <td>1棟につき</td> <td>2,100円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>10人用</td> <td>1棟につき</td> <td>4,200円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>30人用</td> <td>1棟につき</td> <td>10,710円</td> <td>5,355円</td> </tr> <tr> <td>50人用</td> <td>1棟につき</td> <td>17,850円</td> <td>8,925円</td> </tr> <tr> <td>コテージ</td> <td>6人用(宿泊は、10人までとする。)</td> <td>1棟につき</td> <td>18,000円 (1人増すごとに1,000円を加算する。)</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷暖房設備</td> <td>1時間につき</td> <td></td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オートキャンプサイト</td> <td>1区画につき</td> <td></td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テント</td> <td>5人用</td> <td>1張につき</td> <td>530円</td> <td>265円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10人用</td> <td>1張につき</td> <td>1,050円</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>持込みテント</td> <td>1張につき</td> <td></td> <td>320円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シャワー</td> <td>3分につき</td> <td></td> <td></td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	単位	使用料		宿泊(1泊)	休憩	広川原キャンプ場	バンガロー	5人用	1棟につき	2,100円	1,050円	10人用	1棟につき	4,200円	2,100円	30人用	1棟につき	10,710円	5,355円	50人用	1棟につき	17,850円	8,925円	コテージ	6人用(宿泊は、10人までとする。)	1棟につき	18,000円 (1人増すごとに1,000円を加算する。)	9,000円		冷暖房設備	1時間につき		100円		オートキャンプサイト	1区画につき		3,000円	1,500円		テント	5人用	1張につき	530円	265円			10人用	1張につき	1,050円	525円		持込みテント	1張につき		320円	160円		シャワー	3分につき			100円
区分				種別	単位	使用料																																																																																																																	
	宿泊(1泊)	休憩																																																																																																																					
広川原キャンプ場	バンガロー	5人用	1棟につき	3,000円	1,500円																																																																																																																		
		10人用	1棟につき	5,000円	2,500円																																																																																																																		
		30人用	1棟につき	11,000円	5,500円																																																																																																																		
		50人用	1棟につき	18,000円	9,000円																																																																																																																		
	コテージ	6人用(宿泊は、10人までとする。)	1棟につき	18,000円 (1人増すごとに1,000円を加算する。)	9,000円																																																																																																																		
	冷暖房設備	1時間につき		100円																																																																																																																			
	オートキャンプサイト	1区画につき		3,000円	1,500円																																																																																																																		
	持込みテント	1張につき		500円	250円																																																																																																																		
	シャワー	3分につき			100円																																																																																																																		
区分	種別	単位	使用料																																																																																																																				
			宿泊(1泊)	休憩																																																																																																																			
広川原キャンプ場	バンガロー	5人用	1棟につき	2,100円	1,050円																																																																																																																		
		10人用	1棟につき	4,200円	2,100円																																																																																																																		
		30人用	1棟につき	10,710円	5,355円																																																																																																																		
		50人用	1棟につき	17,850円	8,925円																																																																																																																		
	コテージ	6人用(宿泊は、10人までとする。)	1棟につき	18,000円 (1人増すごとに1,000円を加算する。)	9,000円																																																																																																																		
	冷暖房設備	1時間につき		100円																																																																																																																			
	オートキャンプサイト	1区画につき		3,000円	1,500円																																																																																																																		
	テント	5人用	1張につき	530円	265円																																																																																																																		
		10人用	1張につき	1,050円	525円																																																																																																																		
	持込みテント	1張につき		320円	160円																																																																																																																		
	シャワー	3分につき			100円																																																																																																																		

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（第1条）

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（第2条）

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員の期末手当の額は、議員報酬月額に嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、同条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当基礎額は、議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（第1条）

改正案	現 行
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（第2条）

改正案	現 行
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、嬉野市職員の給与に関する条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例  
 に関する条例の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の40.0、12月に支給する場合においては100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)</p> <p>13 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40.0を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)</p> <p>13 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規</p>

定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.275、12月に支給する場合においては100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例  
に関する条例の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第10項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の40.0、12月に支給する場合においては100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(55歳を超える職員の給与の支払いに関する減額措置)</u></p> <p><u>10 平成30年3月31日までの間、職員(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用</u></p>

職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給与月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第12項及び附則第13項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第12項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、同項に規定する100分の1.5を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、そ

れぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第28条第4項において準用する第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第13項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第13項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(4) 管理職手当 当該特定職員の給料月

額に対する管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する管理職手当の月額)

(5) 第30条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第30条第1項 前3号に定める額

イ 第30条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第30条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第30条第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第30条第7項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与の割合を乗じて得た額)

1.1 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日<sup>に</sup>特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

1.2 附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当た

りの勤務時間に52を乗じた時間数から市長が別に定める日の勤務時間数を差し引いた時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から市長が別に定める日の勤務時間数を差し引いた時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

1.3 附則第10項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例  
に関する条例の一部を改正する条例

【第3条関係】嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例  
に関する条例の一部を改正する条例

【第4条関係】嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正  
新旧対照表

改正案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例  
に関する条例の一部を改正する条例

【附則関係】嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(嬉野市職員の給与に関する条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u></p> <p>4. <u>嬉野市職員の給与に関する条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第27条第3項の規定の適用については、同項中「第17条」とあるのは、「附則第12項」とする。</u></p> <p><u>(東日本大震災に対処するための特例措置)</u></p> <p>5. <u>東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第25条第4号の規定の適用については、平成23年6月21日から同年12月31日までの間に限り、同号中「5日」とあるのは「5日(東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都の市町村を除く。)の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあつては、7日)」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。</u></p>

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例  
に関する条例の一部を改正する条例

【附則関係】嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(嬉野市職員の給与に関する条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)</u></p> <p>3 <u>育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第10項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に任命権者が定めるその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第2号及び第3号中「給料月額(」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額(」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u></p> <p>4 <u>第19条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における同条の規定の適用については、同条中「第17条」とあるのは、「第17条及び附則第3項」とする。</u></p> <p>5 <u>嬉野市職員の給与に関する条例附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第21条の規定の適用については、同項中「第17条」とあるのは、「附則第12項」とする。</u></p>

# 嬉野市嬉野老人福祉センター 指定管理候補者選定協議報告書

平成29年11月22日

嬉野市指定管理者選定委員会

## 1. 募集及び選定の経過

### (募集経過)

- 平成29年10月16日 指定管理者募集開始
- ・市のホームページを通じ募集
  - ・行政嘱託員を通じた班回覧による募集
- 平成29年10月16日  
～10月31日 募集要項の配布開始
- 配布場所 ①嬉野市役所 嬉野庁舎 福祉課  
②市のホームページからのダウンロード
- 平成29年11月2日 募集に関する質問書の受付締め切り
- ・書面による質問なし
- 平成29年10月16日  
～11月6日 申請受付期間
- 平成29年11月2日 社会福祉法人 嬉野市社会福祉協議会より申請

### (選定経過)

- 平成29年11月9日 第1回指定管理者選定委員会
- 1) 指定管理者選定委員会委員委嘱状及び辞令交付
  - 2) 委員長選出
  - 3) 指定管理状況説明
  - 4) 嬉野市嬉野老人福祉センター申請書類審査
  - 5) 選定基準の協議
- 平成29年11月17日 第2回指定管理者選定委員会
- 1) 委員会協議、審査概要説明
  - 2) プレゼンテーション(15分)
  - 3) ヒアリング(20分)
  - 4) 採点
  - 5) 協議報告書検討

## 2. 選定方法

第1回嬉野市指定管理者選定委員会の中で、募集要項で示した基準をもとに申請書類の審査と事務局作成の選定基準（採点表）について、協議を行った。

### ◇検討結果

事務局提案の審査基準（13項目、100点満点）で、委員の平均点が70点を超えた場合に指定管理候補者として決定を行うこととなった。

## 3. 審査経緯

第2回選定委員会において、嬉野市嬉野老人福祉センターのヒアリングを行い、その後採点を行った。

Q. マイクロバスを利用し、老人福祉センターへ来られた方は、それぞれに買い物や通院等時間を過ごされていると思うが、来られて受付や血圧測定を行っているか。またシルバーカーを貸し出していると思うが、事故やトラブルなどはないか。

A. 外出やシルバーカーの利用時には、事務所への声かけをいただいているが、急がれている場合は、血圧測定は行っていないため今後の課題と考えている。入浴される場合は、看護師が必ず血圧測定をしてから入浴してもらうように指導したり、お風呂入口にも血圧計を設置している。これまで救急車を呼ぶケース（2件）あった。福祉課への報告も行っている。入浴については、1人で入らず誰かと一緒に入ってもらうようにしている。

Q. クレームや苦情の発生状況は？

A. 電話で2件、利用者から直接のものが3件程あった。内容は、職員に関することや、利用に関することなどがあったが、その都度職員には説明している。また毎週月曜日のミーティングで職員の共通理解をもって対応している。

Q. 自主事業としての送迎事業で726千円として経費は上がっているが、収入として上がっていないがどうしてか？

A. 事業費として社協所有の車輛費と車両燃料費として上げている。市からの委託料の中で行っているが、社協の車両なので自主事業として上げているが、センターの運営管理を送迎まで含めて行っているということなので、自主事業の項目からは削除します。

Q. 自主事業はあるか？予算は？

A. 6事業である。趣味活動はそれぞれの団体で行っておられる。相談事業は、社協の専門相談事業、老人クラブについては経費も自分たちで運営している。図書コーナーは図書館からの支援、ボランティアの養成及び受け入れについては、社協のボランティアセンター事業で行い、介護予防についても関係機関の協力ということで経費がかからないように行っていきたい。

Q. 利用者の拡大策は？

A. 年間 3,000 人ほどの利用増があっているが、送迎バス利用者が少なくなっている。温泉 4 区など離れている地域にバス停車場を安全を配慮し、区長さんにも相談しながら設けたり、地域を決めないで乗れるような工夫も行い利用者を増やしていきたい。利用の案内についても、老人クラブやサロン等にも広報活動を行っていきたい。

Q. 入浴利用人数については？

A. 多い時間帯で 8～10 人くらい。15 分で代わったり、利用者で調整はされている。

Q. 緊急時のマニュアルは作成されているか。

A. 簡単なマニュアルを作成している。防災・消火訓練も行ったが、電話の対応 1 つにしても誰にでも分かるように掲示を行い、訓練等も継続して行っていきたい。

Q. 管理経費節減はどのように行っているか。

A. 電気代が大きいのでエコシステムを利用し少しずつ削減している。消防の立ち入りでもあったが、常時点灯している非常灯を LED 化することも方法の一つであるため、市と協議しながら出来るところからやっていきたい。

Q. センターを利用者される方で、自分の思い通りの時間を過ごすために来ておられると思うが、入浴以外にされることがなく時間を持て余している方に何か勧めるものはないか。生活指導員などはないか。

A. 趣味活動をされている方は時間を有効に利用し、空いた時間で入浴される方もいらっしゃいます。何もしない利用者はいないが、職員もレクリエーションを行ったり、図書貸し出しも行ったりしている。生活指導等必要と思われる方についても、今後行っていきたいと考えている。

#### 4. まとめ

今回の選定については、申請書類審査、選定基準検討、委員の意見や要望、ヒアリング結果等

#### 採点結果（100点満点）

選定委員名	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	合計	平均（点）
採点結果	82	90	85	83	88	428	85.6

◎平均点（428点／5名）85.6点

◎指定管理候補者（適）・不適

申請団体は、平成18年4月から現在までの12年間、指定管理者として嬉野市嬉野老人福祉センターの管理運営を適切に実施されています。現在までの実績に加え、今回の申請でもこれまで以上に利用者の増加を図るための具体策や意気込みを審査委員に示された。また緊急時の対策や苦情、トラブル解決のための処理対応についても、適切な方法で整備され、職員にも徹底されていることから一定の評価ができるものである。また運営管理における経費についても、これまでの努力や新たな改善策が示され、削減に向けての姿勢が示された。

申請団体からは、高齢者が利用しやすいトイレの整備、駐車場の確保、防犯のための防犯カメラ設置等の要望が出され、施設の老朽化によるものだけでなく利用者の増加を図る上でも必要な整備について示された。

採点を行った結果、委員全員の平均点が85.6点となり、選定基準の70点を超えているため、今回の指定管理者選定委員会の結論として、嬉野市嬉野老人福祉センターの指定管理候補者として「社会福祉法人 嬉野市社会福祉協議会」を市長に報告します。

嬉野市いきいきデイサービス  
「湯っくらーと」  
指定管理候補者選定協議報告書

平成29年11月22日

嬉野市指定管理者選定委員会

## 1. 募集及び選定の経過

### (募集経過)

- 平成29年10月16日 指定管理者募集開始
- ・市のホームページを通じ募集
  - ・行政嘱託員を通じた班回覧による募集
- 平成29年10月16日  
～10月31日 募集要項の配布開始
- 配布場所 ①嬉野市役所 嬉野庁舎 福祉課  
②市のホームページからのダウンロード
- 平成29年11月2日 募集に関する質問書の受付締め切り
- ・書面による質問なし
- 平成29年10月16日  
～11月6日 申請受付期間
- 平成29年11月1日 社会福祉法人 嬉野町社会事業助成会より申請

### (選定経過)

- 平成29年11月9日 第1回指定管理者選定委員会
- 1) 指定管理者選定委員会委員委嘱状及び辞令交付
  - 2) 委員長選出
  - 3) 指定管理状況説明
  - 4) 嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」申請書類審査
  - 5) 選定基準の協議
- 平成29年11月17日 第2回指定管理者選定委員会
- 1) 委員会協議、審査概要説明
  - 2) プレゼンテーション(15分)
  - 3) ヒアリング(20分)
  - 4) 採点
  - 5) 協議報告書検討

## 2. 選定方法

第1回嬉野市指定管理者選定委員会の中で、募集要項で示した基準をもとに申請書類の審査と事務局作成の選定基準（採点表）について、協議を行った。

### ◇検討結果

事務局提案の審査基準（13項目、100点満点）で、委員の平均点が70点を超えた場合に指定管理候補者として決定を行うこととなった。

## 3. 審査経緯

第2回選定委員会において、嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」のヒアリングを行い、その後採点を行った。

- Q. これから健康で元気な高齢者が増えてくることも考えられるが、現在の1日の利用人数平均9.2人が定員の12人へ増えた場合どんな問題が？
- A. まず送迎に時間がかかります。放射線状に迎えに行く必要があり、どうしても遠回りになってしまう。またトイレの不足、広さの問題、人材の問題も出てきます。
- 利用者を増やすことについては、基本的に介護事業所としては、介護状態にならず自立した生活を送ってもらうことが目的の一つと考えていますが、例え介護状態になってもサービスの利用に繋げることができるメリットはあります。
- Q. 事業者から市への提案によって利用者が増えるため策はあるか？
- A. トイレの件については以前から申し入れている。利用の待機者も含めて、空いた日があれば他の人が利用できるような融通を利かせることも出来れば利用者の増加に繋がるのではないかと。
- Q. 施設等の面でこういうところを改善、充実したほうが良いという点は？
- A. 春風荘から含め17年間使用している車両の老朽化が問題である。1時間半の送迎時間を考えれば、車両の導入によって利用者の増加に対応できると考えている。

Q. 今年1年間で苦情等があったか？

A. 苦情についてはいただいているが、満足度アンケートを実施し、トイレのウォシュレットを付けてほしいとの要望があった。

Q. 組織では厳しい中でも人件費等についても経営努力されているように思うが当事業についてはどのような積算であるか？

A. 事業予算については、ステップが大きい車両のリース料での見積りで増加している。人件費については、人材不足の中でも組織職員ということで平等な立場で計上を行っている。

Q. 職員の研修等についてはどのように行っているか？

A. 毎月本部で開催している研修会に週に1～2回、「湯っくら一と」職員も参加している。

Q. 送迎における事故対応等の運転講習については行っているか？避難訓練は？

A. 職員研修として先月警察署からお見えいただき開催し職員も参加した。避難訓練も年に2回、本部合同でなく「湯っくら一と」で行っている。AED、感染予防、事故対策、高齢者虐待に関することは組織全体で行っている。

Q. 利用者が増加した場合、施設2階の利用も含め費用をかけなくても出来る手立てはないか？

A. 2階への急な階段の改善については、当初広く利用したいという事でこれまでも要望を行ってきた。今後利用者が増加し職員の目が届かない状況であれば、施設2階の利用や階段についても改善していただく必要があると考える。

Q. H30年度予算書の人件費や車両リース料について

A. 生活指導員の1名、非常勤について介護職員2名の合計3名分である。また事務的な事については本部で行っている部分もあり、その分も含んでいる。車両リースは新しい車両を入れてのリース料となっている。

#### 4. まとめ

今回の選定については、申請書類審査、選定基準検討、委員の意見や要望、ヒアリング結果等

採点結果（100点満点）

選定委員名	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	合計	平均
採点結果	89	87	82	85	90	433	86.6

◎平均点（433点／5名）86.6点

◎指定管理候補者（適）・不適

申請団体は、平成18年4月から現在までの12年間、指定管理者として嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」の管理運営を適切に実施されています。現在までの実績に加え、今回の申請でもこれまで以上に利用者の立場に立ったサービスの向上や適切な運営管理について審査委員に示された。また苦情やトラブル解決のための処理対応、さらに緊急時の対応についても、「湯っくらーと」独自で訓練等行われ、研修を通じて職員にも徹底されていることから一定の評価ができるものである。

申請団体からは、今後利用者の増加も図られる中で、送迎車両の追加やトイレ、施設面積の拡充、2階階段の改善の必要性について示された。

採点を行った結果、委員全員の平均点が86.6点となり、選定基準の70点を超えているため、今回の指定管理者選定委員会の結論として、嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」の指定管理候補者として「社会福祉法人嬉野町社会事業助成会」を市長に報告します。

嬉野市志田焼の里博物館  
指定管理候補者選定協議報告書

平成29年11月14日

嬉野市指定管理者選定委員会

## 1. 募集及び選定の経過

### (募集経過)

平成29年 9月20日	指定管理者募集の告示及び募集開始 ・市の掲示板に告示 ・広報手段を市のホームページ・班回覧として一般公募
平成29年 9月20日 ～10月11日	募集要項の配布開始 配布場所 ①嬉野市役所 うれしの温泉観光課 ②市のホームページからのダウンロード
平成29年 9月21日 ～10月 9日	募集に関する質問票受付 ・質問票による質問なし
平成29年10月 2日 ～10月11日	質問に対する回答期間 ・質問票による質問がなかったため、回答なし
平成29年 9月20日 ～10月16日	申請書受付期間
平成29年10月 6日	現地説明会を予定していたが、申込書提出がなかったため未実施
平成29年10月16日	申請書及び添付書類提出締め切り ・1社(志田焼の里振興会)から申請書提出

### (選定経過)

平成29年10月31日	第1回指定管理者選定委員会 1) 指定管理者選定委員委嘱状交付 2) 委員長選出 3) 志田焼の里博物館・指定管理者制度の概要説明 4) 指定管理者選定のスケジュール説明 5) 採点方法の協議
-------------	---

平成29年11月14日

第2回指定管理者選定委員会

- 1) ヒアリング項目打ち合わせ
- 2) プレゼンテーション
- 3) ヒアリング
- 4) 採点

平成29年11月14日

市長への協議報告書提出

## 2. 選定方法

第1回選定委員会の際、募集要項で示した選定基準を元に、事務局で作成した採点表(案)の内容及び基準点について検討した。

### \* 基準点 (事務局提案)

基準点を120点満点で平均84点(7割)と定め、委員の平均点はその点数を超えた場合に指定管理候補者とする ⇒ 協議の結果84点(7割)とする。

### \* 採点表について

- ・採点表(案)にヒアリング分20点を加え、120点満点とする。

上記の検討結果を元に作成した採点表を「表1 嬉野市志田焼の里博物館選定基準 採点表」に示す。

表 1

埴野市志田焼の里博物館選定基準 採点表

申請者名: 志田焼の里振興会

選定基準	具体的な評価項目	配点(案)	採点
I 博物館の設置目的の確実な実施が見込まれること	・管理運営の基本方針が、施設の設置目的に一致しているか。	10	
	・管理運営を希望する目的・理由が妥当なものであるか。	5	
	・管理運営の計画が地元や市内外の各種団体、教育機関等との連携等を意識したものとなっているか。	5	
	・管理運営の計画に独自性や新しさはあるのか。	5	
	・職員の雇用や業務委託の発注、物品の調達等について市内からの雇用や市内業者への発注等配慮されているか。	5	
II 志田焼の里博物館の平等利用が確保されること	・利用許可は、住民をはじめとする利用者の公平な利用が担保されるものであるか。	適格条項	
	・事業等の内容に偏りがなく、住民をはじめとする利用者の公平な利用が担保されるものであるか。	適格条項	
III 志田焼の里博物館の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。	・閉館日、時間等について利用者の便に配慮したものであるか。	5	
	・広報・誘客対策について、実現の可能性が高い計画となっているか。	5	
	・施設のPRを目的としたイベント等を実施する計画等考慮されているか。	5	
	・運営全般について、新たな視点や市民協働を意識した取組みがなされているか。	5	
	・入館者や体験者等へのサービスの向上、考慮されているか。	5	
	・管理経費の縮減が図られているか。	5	
	・収支計画について、実現可能性は十分か。	10	
IV 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること	・運営に必要な組織及び人数が配置されているか。	適格条項	
	・運営に必要な又は望ましい専門の職員等が適切に配置されているか。	適格条項	
	・館長など管理責任者について、適切な人材が確保できるか。	5	
	・職員の指導育成、研修体制は十分か。	5	
	・利用者からの苦情等に対して、適切な対応がなされるか。	5	
V セキュリティ	・事故防止などの安全管理対策、体制は十分か。	5	
	・事故及び災害時の緊急対応体制は十分か。	5	
	・個人情報の保護、情報公開について、十分配慮がなされているか。	適格条項	
VI ヒアリング	・評価の観点  ( )	20	
合 計		120	

【採点基準】

評価区分	配点5点	配点10点	配点20点
特に優れている(高度な能力を有している)	5点	10点	20点
優れている(十分な能力を有している)	4点	8点	16点
普通(一応の能力を有している)	3点	6点	14点
多少不十分(多少能力が乏しい)	2点	4点	8点
不十分(能力が乏しい)	1点	2点	4点

※適格条項には○か×を記入してください。

指定管理者選定委員 氏名( )

### 3. 審査経緯

第2回選定委員会において、志田焼の里振興会によるヒアリング行った。  
ヒアリングの質問及び回答は下記のとおり。

・申請書の財産目録で純資金の繰越金中、一般会計分と特別会計分とあるが、その違いは？  
⇒一般会計は入館料（非課税分）、特別会計は入館料以外の収入に係るものである。

・近年入館者数が増加しているがその要因は？  
⇒旅行雑誌の広告効果が大きい。2年前くらいに取材があったことをきっかけに爆発的に数が増え、若い客層も来館している。学校等の団体客も増え、現在は予約を断ることもある状況である。

・体験者は主には学生などだろうが、安全対策はとっているか。  
⇒児童の行動は予想つかないことがあるが、予想できる範囲のものは柵等で対策等を行っている。今年度も安全のための鉄柵の修繕工事を行っているところである。事故等の対策マニュアルもあり、防火訓練も毎年行っている。

・施設内の案内で、イメージがつきやすいように、その場面の再現等ができないか。  
⇒現在は各々の施設の前に立てば、音声で説明するような形は取っている。もし目に見えるようになるとビデオ等で再生することとなるが、その設備にはかなりの予算が必要である。

・バリアフリー対策はとっているか。  
⇒現在施設内にスロープは1箇所あるが、この施設は歴史的建造物で、なるべく形を崩さないように保存していくことが重要でもあるので、それも考慮しながら対応していく。

・今一番重要と思われる修繕箇所は。  
⇒まず、体験教室にクーラーが欲しい。空調がないことで夏は汗をかきながらの体験になっている。冬は寒い。また近年の客の増加の対応のため、体験教室の拡大を考えてもらいたい。

#### \*振興会からの要望

博物館は残せば残すほど価値があがるものであり、嬉野市の非常に重要な財産にもなる。しかし老朽化が進んでおり、保存していくためには修繕費等費用がかかるため、その費用についての配慮をお願いしたい。

#### 4. まとめ

今回の選定基準についての検討結果や委員の意見、要望、ヒアリング結果等を踏まえて、選定委員5名が個別採点を行った結果、委員全員の平均点が107点となり、基準点である84点（7割）を超えた。

#### 採点結果

応募団体名	点数	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計	平均
志田焼の里振興会	120点満点	103	117	101	109	109	539	107.8
	%	85.8	97.5	84.1	90.8	90.8		89.8

今回提出された事業計画は運営実績を元に計画したものであったが、管理運営に最も必要と考える博物館の設置目的を踏まえた確実な運営の実施計画であり、その点が高評価された。また、博物館周辺の地元住民から構成される団体であるため、博物館の価値や重要性を最も理解しており、市の貴重な産業遺産としてより一層価値がある施設にしていきたいという団体の強い理念が評価された。

この採点結果を委員全員の前で公表し、最終的に委員全員に指定管理者として適当であるかどうかを諮った結果、

「志田焼の里振興会」を嬉野市志田焼の里博物館の指定管理候補者として市長に報告する。

との結論に至った。

嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について（議案資料）

【提案理由書】

改正された農業委員会等に関する法律では、市長が任命する農業委員会の委員の過半数を認定農業者とすることと規定されている。ただし、区域内における認定農業者の数が、委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合において、議会の同意を得て農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするとの例外規定が設けられています。

嬉野市農業委員会の区域内における認定農業者の数は、平成29年10月末現在で85人、農業委員会の委員の定数13人に8を乗じて得た数104人を下回るため、農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについて、議会の同意が必要であるためです。

<参考>

- 1 認定農業者等（農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定）
  - (1) 認定農業者である個人
  - (2) 認定農業者である法人の役員又は使用人
  
- 2 認定農業者に準ずる者（農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項に規定）
  - (1) 認定農業者等であった者
  - (2) 認定農業者の経営に参画する当該認定農業者の親族
  - (3) 認定就農者である個人
  - (4) 認定就農者である法人の役員又は使用人
  - (5) 集落営農の役員
  - (6) 人・農地プランにおいて中心的役割を果たすことが見込まれる個人
  - (7) 人・農地プランにおいて中心的役割を果たすことが見込まれる法人の役員  
又使用人
  - (8) 指導農業士、青年農業士等の指導的立場にある者と認められた農業者
  - (9) 基本構想水準到達者である個人
  - (10) 基本構想水準到達者である法人の役員又は使用人